

議案第 48 号

協定項目 14 使用料・手数料等の取扱いについて（その 4）

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

使用料・手数料等の取扱いについて（その 4）

使用料・手数料等については、別紙のとおり調整する。

使用料・手数料（その４）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------

1 市民窓口関係

戸籍・住民票手数料

戸籍謄本・抄本	1通	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。	
戸籍記載事項証明	1件	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円		
除籍謄本・抄本	1通	750円	750円	750円	750円	750円	750円	750円		
除籍記載事項証明	1件	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円		
戸籍証明書	1通	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円		
戸籍証明書上質紙の場合	1通	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円		
戸籍書類閲覧	1件	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円		
住民票の写し	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円		富山市、婦中町の例により統合する。
(住民基本台帳ネットワークによるもの)	1通	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円		現行のとおり、新市に引き継ぐ。
住民票記載事項証明	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円		富山市、婦中町の例により統合する。
戸籍の附票の写し	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円		
住民基本台帳閲覧		1件300円(10件超えるごとに300円を加算)	公簿1冊につき1,000円	公簿1冊につき1,000円	10件ごとに200円	公簿1冊につき500円	1件200円	1件200円	富山市の例により統合する。	
住民基本台帳カード	1枚	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。	

その他証明手数料

身分証明書	1枚	300円	200円	200円	350円	300円	200円	200円	富山市、婦中町の例により統合する。
外国人登録原票写し・記載事項証明	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	
印鑑登録証	1枚	300円	200円	無料	200円(初回は除く)	無料 再交付300円	無料	無料 再交付200円	富山市の例により統合する。
印鑑登録証明書	1枚	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	富山市、婦中町の例により統合する。
原動機付自転車臨時運行標識貸与	1件	(10日)300円							富山市の例により統合する。
自動車臨時運行許可	1両	750円	750円	750円	750円	750円			富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町の例により統合する。
埋火葬証明	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	富山市、婦中町の例により統合する。

税関係手数料

市町村県民税	所得証明	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	富山市、婦中町の例により統合する。
	課税証明(非課税証明)	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	
納税	納税証明	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
	軽自動車税納税証明(車検用)	1通	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
固定資産税	評価証明		3筆(棟)まで300円、1筆(棟)ごとに150円加算	1通200円	1通200円	1通200円	1通300円	1通200円	1通200円	富山市の例により統合する。
	公課証明			1通200円	1通200円	1通200円	1通300円	1通200円	1通200円	
	課税台帳記載事項証明									
	資産証明	1通	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	富山市、婦中町の例により統合する。
住宅用家屋証明	1件	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。	
	登記用評価証明	1通	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
公簿等の閲覧	固定資産課税台帳(名寄帳)		1件300円(閲覧だけの場合は無料)	1枚100円	1件200円	1件200円	1件300円	1件200円	1件200円	富山市の例により統合する。
	公図									
登載証明			評価証明に同じ	1通200円	1通200円	1通200円	1通300円	1通200円	1通200円	

使用料・手数料（その４）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------

2 保健所関係

理容、美容、クリーニング、興行場、温泉、旅館、公衆浴場関係手数料

興行場営業許可	仮設興行場	1件	5,100円						富山市の例により統合する。
	仮設興行場以外の興行場	1件	23,000円						
温泉利用許可	1件	35,000円							
旅館業許可	1件	22,000円							
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認	1件	7,400円							
浴場業許可	1件	22,000円							
理容所・美容所開設検査	1件	16,000円							
クリーニング所開設検査	1件	16,000円							

狂犬病、犬の危害防止関係手数料

犬の登録	1頭	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
狂犬病予防注射済票	1頭	550円	550円	550円	550円	550円	550円	550円	
犬の鑑札再交付	1頭	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
狂犬病予防注射済票再交付	1頭	340円	340円	340円	340円	340円	340円	340円	
犬の予防接種	1頭	1回2,450円							富山市の例により統合する。
狂犬病予防法の規定に基づく犬の抑留	飼養管理	1頭	1日420円						
	返還	1頭	4,200円						
犬の危害防止条例(県)の規定に基づく犬の抑留	飼養管理	1頭	1日420円						
	返還	1頭	4,200円						

と畜場及び化製場等関係手数料

化製場設置許可許可	1件	26,400円							富山市の例により統合する。
死亡獣畜取扱場設置許可	1件	16,900円							
動物の飼養又は収容の許可	1件	8,300円	8,300円	8,300円		8,300円		8,300円	富山市、大沢野町、大山町、婦中町、細入村の例により統合する。
一般と畜場設置許可	1件	22,000円							
簡易と畜場設置許可	1件	10,000円							富山市の例により統合する。
獣畜のと殺又は解体検査	牛及び馬(生後1年未満の牛及び馬を除く)	1頭	625円						
	豚及び生後1年未満の牛及び馬	1頭	300円						
	綿羊及びやぎ(生後6月未満の綿羊及びやぎを除く)	1頭	325円						
	生後6月未満の綿羊及びやぎ	1頭	300円						

食鳥処理事業、食鳥検査手数料

食鳥処理業許可	1件	19,000円							富山市の例により統合する。
食鳥処理場の構造又は設備変更許可	1件	10,000円							
食鳥検査	1羽	3円							
食鳥処理確認規程認定	1件	5,500円							
食鳥処理確認規程変更認定	1件	2,300円							

使用料・手数料（その４）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
診療所、助産所関係手数料									
診療所開設許可	1件	18,000円							富山市の例により統合する。
助産所開設許可	1件	11,000円							
診療所検査	1件	22,000円							
助産所検査	1件	16,000円							

衛生検査所関係手数料									
衛生検査所登録	1件	80,000円							富山市の例により統合する。
衛生検査所登録証明書書換え交付	1件	8,200円							
衛生検査所登録証明書再交付	1件	8,200円							
衛生検査所登録変更	1件	61,000円							

医薬品販売業許可手数料									
医薬品販売業許可	1件	29,000円							富山市の例により統合する。
医薬品販売業許可更新	1件	11,000円							
医薬品販売業許可証の書換え交付	1件	2,000円							
医薬品販売業許可証の再交付	1件	2,900円							

毒物、劇物販売業登録手数料									
毒物劇物販売業登録	1件	14,700円							富山市の例により統合する。
毒物劇物販売業登録更新	1件	6,400円							
毒物劇物販売業登録票書換え交付	1件	2,400円							
毒物劇物販売業登録票再交付	1件	4,000円							

その他の手数料									
魚介類行商許可	1件	680円							富山市の例により統合する。
死体保存許可	1件	3,400円							

水質試験検査手数料		消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、下記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)							
飲料 水理 化学 検査	水質基準に関する省令の表33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項に関する検査	1検体	5,640円						富山市の例により統合する。
	水質基準に関する省令の表10の項、33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項に関する検査	1検体	6,450円						
	項目別検査	簡易な検査	1項目	800円					
		比較的簡易な検査	1項目	1,610円					
		比較的複雑な検査	1項目	2,450円					
		複雑な検査	1項目	4,450円					
	特に複雑な検査	1項目	9,610円						

使用料・手数料（その4）

区分		単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針	
細菌検査	遊泳用プール水理化学検査	1検体	2,500円								
	簡易専用水道定期検査	1箇所	17,400円								
	飲料水の規格試験（一般細菌数・大腸菌定性試験）	1検体	1,760円								
	規格試験（一般細菌数・大腸菌群定性試験）	1検体	1,760円								
	飲料水の大腸菌定性試験	1検体	1,250円								
	大腸菌群定性試験（特性酵素基質培地法等）	1検体	1,250円								
	大腸菌群定性試験（乳糖ブイヨン培地法等）	1検体	700円								
	大腸菌群定量試験	1検体	1,370円								
	一般細菌数試験	1検体	700円								
	レジオネラ属菌定量試験	1検体	10,600円								
	し尿浄化槽放流水の標準検査	1検体	7,190円								
	し尿浄化槽放流水の特別検査	生物化学的酸素要求量測定	1検体	4,510円							
		化学的酸素要求量測定	1検体	2,130円							
		その他の理化学検査	1項目	850円							
寄生虫検査	1検体	290円									

食品, 食品添加物, 器具, 家庭用品等試験検査手数料

消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、下記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)

成分規格試験	食肉製品理化学試験	1検体	2,760円							富山市の例により統合する。
	清涼飲料水理化学試験	1検体	5,520円							
	乳又は乳製品理化学試験	1検体	3,450円							
	食品添加物理化学試験	1検体	6,890円							
	乳酸菌飲料菌数測定試験	1検体	2,070円							
細菌検査	大腸菌群定性試験	1検体	1,100円							
	大腸菌群定量試験	1検体	2,070円							
	腸管出血性大腸菌定性試験	1検体、	5,300円							
	腸管出血性大腸菌(ベロ毒素)確定試験	1菌型	5,320円							
	その他病原微生物定性試験	1検体、1菌種	3,580円							
	生菌数測定	1検体	1,100円							
	無菌試験	1検体	5,750円							
	抵菌試験	1検体	9,250円							
	殺菌試験	1検体	6,890円							
細菌透過試験	1検体	4,640円								
定性試験	1成分	1,370円								
定量試験	1成分	2,760円								
異物試験	1検査	1,370円								
その他食品残留農薬	1検査	実費相当額								

使用料・手数料（その4）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
臨床検査手数料 消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、下記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)									
飲食関係等の定期検査及び集団検査に係る赤痢,腸チフス,パラチフス菌の細菌培養検査	1検体	算定方法により算出した額の25%の額							富山市の例により統合する。

検査についての証明書等交付手数料 消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、下記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)									
証明書	1通	470円							富山市の例により統合する。
診断書	1通	660円							
検査成績書の再交付	1通	650円							

食品営業許可手数料
別表

3 病院関係

診断書交付手数料 消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、下記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)									
一般診断書	1通	1,500円							富山市の例により統合する。
死亡診断書	1通	1,500円							
死体検案書	1通	3,000円							
厚生年金診断書	1通	3,000円							
国民年金診断書	1通	3,000円							
恩給診断書	1通	3,000円							
生命保険金受給死亡診断書	1通	5,800円							
身体障害者診断書	1通	1,600円							
精神障害者診断書	1通	1,600円							
自動車損害賠償保険関係診断書	1通	5,800円							
病歴書	1通	3,500円							
その他の診断書	1通	3,000円							

証明書交付手数料 消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、下記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)									
一般証明書	1通	1,500円							富山市の例により統合する。
医療費領収証明書	1通	1,500円							
出産証明書	1通	1,500円							
死亡証明書	1通	1,500円							
自動車損害賠償責任保険の受給に関する証明書	1通	2,000円							
その他の証明書	1通	1,500円							

4 居宅介護関係

居宅介護支援に関する計画	1月	介護保険法第46条第2項及び同法第58条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算出した額							富山市、大沢野町、大山町、八尾町の例により統合する。
--------------	----	---	--	--	--	--	--	--	----------------------------

使用料・手数料（その4）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------

5 訪問看護関係

老人保健法等に基づく利用	基本利用料			法の規定に基づく額					富山市の例により統合する。	
	その他	時間外利用料金(2時間まで)	1回	800円						
		超過利用料金(2時間を超える場合)	30分ごと	700円						
		交通費(市の区域外への訪問の場合)	5km未満	1回	1,000円					
			5km以上10km未満	1回	1,125円					
10km以上15km未満	1回		1,250円							
	15km以上	1回	1,375円							
介護保険法に基づく利用				法の規定に基づく額						

6 デイサービス

介護保険法の規定に基づき通所介護に関する給付を受けた者		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算出した額の10/100相当額							富山市の例により統合する。
その他の者		別に市長が定める額							

使用料・手数料（その４）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
食品営業許可手数料									
		許可更新	新規許可						
			許可期間が1年以下	許可期間が1年超					
飲食店の営業の許可	1件	10,100円	8,400円	16,800円					富山市の例により統合する。
喫茶店の営業の許可	1件	6,100円	5,000円	10,100円					
菓子製造業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
あん類製造業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
アイスクリーム類製造業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
乳処理業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
特別牛乳搾取処理業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
乳製品製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
集乳業の許可	1件	6,100円	5,000円	10,100円					
乳類販売業の許可	1件	6,100円	5,000円	10,100円					
食肉処理業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
食肉販売業の許可	1件	6,100円	5,000円	10,100円					
食肉製品製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
魚介類販売業の許可	1件	6,100円	5,000円	10,100円					
魚介類競り売り営業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
魚肉練り製品製造業の許可	1件	10,100円	8,400円	16,800円					
食品の冷凍又は冷蔵業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
食品の放射線照射業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
清涼飲料水製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
乳酸菌飲料製造業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
冰雪製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
冰雪販売業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
食用油脂製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
マーガリン又はショートニング製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
みそ製造業の許可	1件	10,100円	8,400円	16,800円					
醬(しょう)油製造業の許可	1件	10,100円	8,400円	16,800円					
ソース類製造業の許可	1件	10,100円	8,400円	16,800円					
酒類製造業の許可	1件	10,100円	8,400円	16,800円					
豆腐製造業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
納豆製造業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
めん類製造業の許可	1件	8,800円	7,300円	14,700円					
そうざい製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
缶詰又は瓶詰食品製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					
添加物製造業の許可	1件	13,200円	11,000円	22,100円					

使用料・手数料（その4）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------

7 環境衛生関係

○一般廃棄物処理手数料

※富山市は、下記金額に100分の105を乗じて得た額（10円未満四捨五入）

し尿収集・運搬			180ℓまで 1,900円、180ℓ超分は、180ℓごとに190円 仮設トイレ1便槽につき 1,000円加算	100ℓにつき 572円	18ℓにつき 105円	1,000円+100ℓにつき490円 +ホースが30m超の場合 200円	100ℓにつき 700円	3,000円+100ℓにつき500円 (仮設トイレは、500ℓまで2,500円、500ℓ超分は、100ℓごとに500円 ※処理手数料 100ℓにつき 1,260円	100ℓにつき 583円	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後、5年を目途に一元化を図るものとする。し尿処理施設に係る経費（処理手数料）は、当分の間、くみ取り手数料に算入しないものとする。	
浄化槽汚泥		180ℓ	60円	—	—	—	—	—	—	富山市の例により統合する。	
犬、猫等動物の死体		1体	2,000円	300円	—	530円	210円	—	300円	廃止する。	
し尿処理場			—	—	—	—	1000ℓにつき 158円	—	—	現行のとおり、新市に引き継ぐ。	
最終処分場へ搬入できるもの（市長が指定するもの）			1回の搬入量 1,000kgごとに 6,000円	—	—	—	—	—	—	富山市の例により統合する。	
特定 家庭 用機 器	市が収集・ 運搬する場 合	ユニット形エアコンディショナー	1台	3,000円	—	—	—	—	—	富山市の例により統合する。	
		テレビジョン受信機	21型未満	1台	1,700円	—	—	—	—		—
			21型以上	1台	2,500円	—	—	—	—		—
		電気冷蔵庫及び冷凍庫	151ℓ未満	1台	2,300円	—	—	—	—		—
			151ℓ以上	1台	3,500円	—	—	—	—		—
	電気洗濯機	1台	2,000円	—	—	—	—	—	—		
市長が指定する施設へ搬入する場合		1台	1,000円	—	—	—	—	—	—		
その他の一 般廃棄物	定期収集		—	—	1月排出量50kgごとに 6,615円	—	—	—	1月排出量500kgごとに 2,650円	廃止する。	
	臨時収集	30kg以下	—	600円	—	—	—	—	—	富山市の例により統合する。	
		30kg超100kg以下	—	1,950円	—	—	500kgまで1台につき1,050円	—	—		
		100kg超500kg以下	—	9,450円	—	—		—	—		
		500kg超	—	500kgごとに 9,450円	—	—		—	—		

○浄化槽保守点検業関係手数料

浄化槽保守点検業登録	1件	30,000円	—	—	—	—	—	—	富山市の例により統合する。
浄化槽保守点検業更新登録	1件	30,000円	—	—	—	—	—	—	
浄化槽保守点検業者登録簿の謄本	1通	300円	—	—	—	—	—	—	

使用料・手数料（その4）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
○許可申請手数料									
改葬許可	1件	300円	200円	無料	無料	無料	無料	無料	富山市の例により統合する。
一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新	1件	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	無料	5,000円	富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、細入村の例により統合する。
一般廃棄物収集運搬業、処分業の事業範囲変更許可	1件	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	無料	5,000円	
浄化槽清掃業許可申請	1件	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	無料	5,000円	
許可証の再交付	1件	2,500円	2,500円	2,500円	3,000円	2,500円	無料	2,500円	
一般廃棄物処分業許可、許可更新	1件	5,000円	—	—	—	—	—	—	富山市の例により統合する。
一般廃棄物処理施設設置許可	法8条第4項に規定する施設	1件	130,000円	—	—	—	—	—	
	その他の施設	1件	110,000円	—	—	—	—	—	
一般廃棄物処理施設設置変更許可	法8条第4項に規定する施設	1件	120,000円	—	—	—	—	—	
	その他の施設	1件	100,000円	—	—	—	—	—	
一般廃棄物処理施設の譲受け許可	1件	68,000円	—	—	—	—	—	—	
一般廃棄物処理施設設置法人の合併・分割認可	1件	68,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物処理施設の譲受け許可	1件	68,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物処理施設設置法人の合併・分割認可	1件	68,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物収集運搬業許可	1件	81,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物収集運搬業許可更新	1件	73,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物処分業許可	1件	100,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物処分業許可更新	1件	94,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物収集運搬業変更許可	1件	71,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物処分業変更許可	1件	92,000円	—	—	—	—	—	—	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	1件	81,000円	—	—	—	—	—	—	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新	1件	74,000円	—	—	—	—	—	—	
特別管理産業廃棄物処分業許可	1件	100,000円	—	—	—	—	—	—	
特別管理産業廃棄物処分業許可更新	1件	95,000円	—	—	—	—	—	—	
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可	1件	72,000円	—	—	—	—	—	—	
特別管理産業廃棄物処分業変更許可	1件	95,000円	—	—	—	—	—	—	
産業廃棄物処理施設設置許可	法15条第4項に規定する施設	1件	140,000円	—	—	—	—	—	
	その他の施設	1件	120,000円	—	—	—	—	—	
産業廃棄物処理施設設置変更許可	法15条第4項に規定する施設	1件	130,000円	—	—	—	—	—	
	その他の施設	1件	110,000円	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法解体業許可	1件	78,000円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法解体業更新許可	1件	70,000円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法破砕業許可	1件	84,000円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法破砕業更新許可	1件	77,000円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法破砕業変更許可	1件	75,000円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法引取業者の登録	1件	4,000円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法引取業者の更新登録	1件	3,500円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法フロン類回収業者の登録	1件	5,000円	—	—	—	—	—	—	
自動車リサイクル法フロン類回収業者の更新登録	1件	4,000円	—	—	—	—	—	—	

使用料・手数料（その４）

区分		単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針	
8 都市整備関係											
開発行為等手数料											
開発行為許可	0.1ha未満	自己の居住	1件	8,600円						富山市の例により統合する。	
		自己の業務	1件	13,000円							
		その他	1件	86,000円							
	0.1ha以上 0.3ha未満	自己の居住	1件	22,000円							
		自己の業務	1件	30,000円							
		その他	1件	130,000円							
	0.3ha以上 0.6ha未満	自己の居住	1件	43,000円							
		自己の業務	1件	65,000円							
		その他	1件	190,000円							
	0.6ha以上 1ha未満	自己の居住	1件	86,000円							
		自己の業務	1件	120,000円							
		その他	1件	260,000円							
	1ha以上 3ha未満	自己の居住	1件	130,000円							
		自己の業務	1件	200,000円							
		その他	1件	390,000円							
	3ha以上 6ha未満	自己の居住	1件	170,000円							
		自己の業務	1件	270,000円							
		その他	1件	510,000円							
	6ha以上 10ha未満	自己の居住	1件	220,000円							
		自己の業務	1件	340,000円							
		その他	1件	660,000円							
	10ha以上	自己の居住	1件	300,000円							
		自己の業務	1件	480,000円							
		その他	1件	870,000円							
	開発行為変更許可	次に掲げる額を合算した額 (870,000円を超える場合は、 870,000円)	設計変更	1件	上記金額の10分の1						
			区域編入	1件	編入面積に応じ上記額						
			その他	1件	10,000円						
市街化調整区域内等における建築物の特例許可			1件	46,000円							
予定建築物等以外の建築等許可			1件	26,000円							
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可	0.1ha未満		1件	6,900円							
	0.1ha以上0.3ha未満		1件	18,000円							
	0.3ha以上0.6ha未満		1件	39,000円							
	0.6ha以上1ha未満		1件	69,000円							
	1ha以上		1件	97,000円							

使用料・手数料（その４）

区分		単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
開発許可を受けた地位の承継の承認	自己の居住	1件	1,700円							
	自己の業務	1ha未満	1件	1,700円						
		1ha以上	1件	2,700円						
	その他	1件	17,000円							
開発登録簿の写し		1枚	470円							

優良宅地造成認定手数料

優良宅地造成認定	0.1ha未満	1件	86,000円	86,000円		86,000円	86,000円	86,000円	86,000円	富山市、大沢野町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の例により統合する。 富山市の例により統合する。
	0.1ha以上0.3ha未満	1件	130,000円							
	0.3ha以上0.6ha未満	1件	190,000円							
	0.6ha以上1ha未満	1件	260,000円							
	1ha以上3ha未満	1件	390,000円							
	3ha以上6ha未満	1件	510,000円							
	6ha以上10ha未満	1件	660,000円							
	10ha以上	1件	870,000円							

9 建築関係

建築物等確認申請手数料

30㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	5,000円						富山市の例により統合する。
		完了検査	1件	10,000円						
		中間検査	1件	9,000円						
		完了検査	1件	9,000円						
30㎡超 100㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	9,000円						
		完了検査	1件	12,000円						
		中間検査	1件	11,000円						
		完了検査	1件	11,000円						
100㎡超 200㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	14,000円						
		完了検査	1件	16,000円						
		中間検査	1件	15,000円						
		完了検査	1件	15,000円						
200㎡超 500㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	19,000円						
		完了検査	1件	22,000円						
		中間検査	1件	20,000円						
		完了検査	1件	21,000円						
500㎡超 1,000㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	34,000円						
		完了検査	1件	36,000円						
		中間検査	1件	33,000円						
		完了検査	1件	35,000円						

使用料・手数料（その4）

区分		単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
1,000㎡超 2,000㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	48,000円						
		完了検査	1件	50,000円						
		中間検査	1件	45,000円						
		完了検査	1件	47,000円						
2,000㎡超 10,000㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	140,000円						
		完了検査	1件	120,000円						
		中間検査	1件	100,000円						
		完了検査	1件	110,000円						
10,000㎡超 50,000㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	240,000円						
		完了検査	1件	190,000円						
		中間検査	1件	160,000円						
		完了検査	1件	180,000円						
50,000㎡超	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	1件	460,000円						
		完了検査	1件	380,000円						
		中間検査	1件	330,000円						
		完了検査	1件	370,000円						
建築設備 (昇降機)	中間検査対象建築物	確認(新規)	1件	9,000円						
		確認(変更)	1件	5,000円						
		完了検査	1件	13,000円						
		中間検査	1件	12,000円						
建築設備(電 動ダム ウェーター)	中間検査対象建築物	完了検査	1件	12,000円						
		確認(新規)	1件	4,000円						
		確認(変更)	1件	3,000円						
		完了検査	1件	8,000円						
工作物	中間検査対象建築物	完了検査	1件	8,000円						
		中間検査	1件	8,000円						
		完了検査	1件	8,000円						
		完了検査	1件	8,000円						
工作物	中間検査対象建築物	確認(新規)	1件	8,000円						
		確認(変更)	1件	4,000円						
		完了検査	1件	9,000円						
		完了検査	1件	9,000円						

使用料・手数料（その４）

区分		単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
その他建築関係手数料										
検査済証の交付前における建築物等の仮使用承認	床面積100㎡以内	1件	15,000円							富山市の例により統合する。
	床面積100㎡超500㎡以内	1件	30,000円							
	床面積500㎡超1,000㎡以内	1件	60,000円							
	床面積1,000㎡超	1件	120,000円							
	建築設備及び工作物	1件	30,000円							
建築物の敷地と道路との関係の建築の許可	1件	33,000円								
公衆便所等の道路内における建築の許可	1件	33,000円								
道路内における建築の認定	1件	27,000円								
公共用歩廊等の道路内における建築の許可	1件	160,000円								
壁面線外における建築の許可	1件	160,000円								
用途地域における建築等の許可	1件	180,000円								
特殊建築物等の敷地の許可	1件	160,000円								
建築物の容積率の特例の許可	1件	160,000円								
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	1件	33,000円								
建築物の敷地面積の許可	1件	160,000円								
建築物の高さの特例の認定	1件	27,000円								
建築物の高さの許可	1件	160,000円								
日影による建築物の高さの特例の許可	1件	160,000円								
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件	27,000円								
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	1件	160,000円								
高度利用地区における建築物の各部分の高さの特例許可	1件	160,000円								
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	1件	160,000円								
地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定	1件	27,000円								
地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた容積率に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件	27,000円								
住宅地高度利用地区計画の区域における容積率、建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件	27,000円								
住宅高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可	1件	160,000円								
再開発地区計画の区域における容積率に関する制限の適用除外に係る認定	1件	27,000円								
再開発地区の区域における建築物の各部分の高さの許可	1件	160,000円								
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可	1件	160,000円								
仮設建築物の建築許可	延べ面積100㎡以内	1件	15,000円							
	延べ面積100㎡超500㎡以内	1件	30,000円							
	延べ面積500㎡超1,000㎡以内	1件	60,000円							
	延べ面積1,000㎡超	1件	120,000円							

使用料・手数料（その4）

区分		単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
総合的設計による一団地建築物の特例の認定	建築物の数が2	1件	78,000円							
	建築物の数が3以上	1件	1							
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定	建築物の数が1	1件	78,000円							
	建築物の数が2以上	1件	2							
同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定	建築物の数が1	1件	78,000円							
	建築物の数が2以上	1件	2							
複数建築物の認定の取消し		1件	3							
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定		1件	27,000円							

1 78,000円 + 28,000円 × (建築物の数 - 2) 2 78,000円 + 28,000円 × (建築物の数 - 1) 3 6,400円 + 12,000円 × 現存建築物の数

優良住宅住宅新築認定手数料

優良住宅新築認定（一団の宅地面積が1000㎡以上の場合）	100㎡以下	1件	6,200円							富山市の例により統合する。
	100㎡超500㎡以下	1件	8,600円							
	500㎡超2,000㎡以下	1件	13,000円							
	2,000㎡超10,000㎡以下	1件	35,000円							
	10,000㎡超50,000㎡以下	1件	43,000円							
	50,000㎡超	1件	58,000円							
優良住宅新築認定（一団の宅地面積が1000㎡未満の場合）	100㎡以下	1件	6,200円	6,200円		6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	富山市、大沢野町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の例により統合する。
	100㎡超500㎡以下	1件	8,600円	8,600円		8,600円	8,600円	8,600円	8,600円	
	500㎡超2,000㎡以下	1件	13,000円	13,000円		13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	
	2,000㎡超10,000㎡以下	1件	35,000円	35,000円		35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	
	10,000㎡超	1件	43,000円	43,000円		43,000円	43,000円	43,000円	43,000円	

屋外広告物関係手数料

はり紙	100枚	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
はり札	1枚	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	
立て看板、のぼり	1個	270円	270円	270円	270円	270円	270円	270円	270円	
横断幕、懸垂幕、アドバルーン	面積が10㎡未満	1個	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	
	面積が10㎡以上	1個	面積 ÷ 10（整数未満の端数は切捨て） × 420円 + 420円							
電柱広告	1個	540円	540円	540円	540円	540円	540円	540円	540円	
置看板、車体利用広告、野立広告、屋上広告、壁面広告、突出し広告	面積が3㎡未満	1個	810円	810円	810円	810円	810円	810円	810円	
	面積が3㎡以上	1個	面積 ÷ 3（整数未満の端数は切捨て） × 810円 + 810円							
特殊装置の広告物	面積が10㎡未満	1個	2,770円	2,770円	2,770円	2,770円	2,770円	2,770円	2,770円	
	面積が10㎡以上	1個	面積 ÷ 10（整数未満の端数は切捨て） × 2,770円 + 2,770円							
屋外広告物講習手数料	1人	3,000円								

使用料・手数料（その4）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------

10 建設関係

船員法関係手数料

船員雇入契約の公認審査	1件	430円							富山市の例により統合する。
船員手帳の交付	1件	1,900円							
船員手帳の書換え	1件	1,900円							
船員手帳の訂正	1件	430円							

11 計量法関係

計量検査手数料

検出部が電気式・光電式のものであって、ひょう量が1t以下の非自動はかり	100kg以下	1個	1,400円						富山市の例により統合する。
	100kg超250kg以下	1個	1,800円						
	250kg超500kg以下	1個	2,200円						
	500kg超	1個	3,100円						
棒はかり・光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがある非自動はかり	1個	250円							
又は に掲げるもの以外の非自動はかり	100kg以下	1個	500円						
	100kg超250kg以下	1個	900円						
	250kg超500kg以下	1個	1,500円						
	500kg超1t以下	1個	2,100円						
	1t超2t以下	1個	3,700円						
	2t超5t以下	1個	6,900円						
	5t超10t以下	1個	10,700円						
	10t超20t以下	1個	15,000円						
	20t超30t以下	1個	19,100円						
	30t超40t以下	1個	21,600円						
40t超50t以下	1個	29,800円							
50t超	1個	51,200円							
最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満の非自動はかり	1個	～ の2倍							
分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個	10円							
計量管理方法検査	1件	7,400円							

使用料・手数料（その４）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------

12 農林関係

鳥獣飼養登録証関係手数料

鳥獣飼養登録証の交付・更新・再交付	1件	3,400円	3,400円	2,900円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	富山市、大沢野町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の例による統合する。
-------------------	----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------------------------------------

農業委員会各種証明書手数料

耕作証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	富山市の例により統合する。
許可済証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
受理済証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
現況証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
非農地証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
小作地証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
自作地証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
農地の買い替え証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
土地改良事業の事実証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
不動産取得税軽減のためのあっせん証明	1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
土地改良事業参加資格交替承認書	1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
散居宅地に対する事実証明	1件	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
贈与税及び相続税の納税猶予適格者証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	富山市の例により統合する。
贈与税及び相続税の納税猶予に係る農業経営継続証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
不動産取得税徴収猶予に係る農業経営継続証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
軽油免税証明	1件	300円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	

使用料・手数料（その4）

区分	単位	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	調整方針
----	----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------

13 消防関係

○火災予防条例に関する手数料

指定数量未満のタンク検査	水張検査	1基	4,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円	—	—	大沢野町の例により統合する。
	水圧検査	600ℓ以下	1基	4,000円	6,000円	4,000円	4,000円	—	—	
		600ℓ超	1基	7,000円	11,000円	7,000円	7,000円	—	—	

○消防法及び石油コンビナート等災害防止法に関する手数料

危険物仮貯蔵仮取扱い承認								—	—	富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町の例により統合する。
危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)許可								—	—	
危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)完成検査		地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定める手数料の額						—	—	
危険物製造所・貯蔵所・取扱所仮使用承認								—	—	
危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査								—	—	
特定屋外タンク貯蔵所・移送取扱所保安検査								—	—	
石油コンビナート等災害防止法特定防災施設等検査		上記に同じ	—	—	—	—	上記に同じ	—	—	富山市、婦中町の例により統合する。

○その他証明手数料

救急証明	1件	300円	無料	無料	無料	300円	—	—	富山市、婦中町の例により統合する。
り災証明	1件	300円	無料	無料	無料	300円	—	—	
防火管理者資格取得講習会受講証明	1件	300円	—	—	—	—	—	—	富山市の例により統合する。

14 その他

その他の証明	1件	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	富山市、婦中町の例により統合する。
その他公簿、公文書及び図面の閲覧	1件	300円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	

使用料・手数料（その4）

区分	現況						調整方針									
	富山市					大沢野町		大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村				
漁港使用料	水橋漁港・四方漁港						該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり、新市に引き継ぐ。			
	施設の種類	種別	単位	金額	摘要											
	係留施設	岸壁又は物揚場	総トン数10トン未満の船舶1日につき	60円	漁船を除く。											
			総トン数10トン以上の船舶1日につき	80円												
	水域施設	泊地	総トン数10トン未満の船舶1日につき	60円												
総トン数10トン以上の1日につき			80円													
漁港施設用地		10㎡につき	1日 20円 1年 600円	漁業協同組合が組合員の共同利用計画をもって利用する場合に限る。												
消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、上記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)																
漁港占用料	水橋漁港・四方漁港						該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり、新市に引き継ぐ。			
	施設の種類	区分		単位	金額	摘要										
	水域施設 (泊地に限る。)	工作物の設置に伴う場合	漁獲物の陸揚げを目的	1㎡	20円											
			その他の工作物の設置	1年につき	50円											
		工作物の設置を伴わない場合	1㎡	20円	1月につき											
	漁港施設用地を伴う場合	工作物の設置	漁獲物荷捌所の敷地	1㎡	40円	住宅は除く。										
			その他の工作物の敷地		漁業協同組合又は組合員及び同連合会の工作物の設置									1年につき	60円	
					上記以外の者の工作物の設置										80円	
		管類の埋設	電柱、支柱、支線、鉄塔その他これに類するものの施設		1本1年につき	1,000円								支柱及び支線はそれぞれ1本とする。		
			管類の埋設	口径20cm未満	1m	70円										
				口径20cm以上30cm未満	1年につき	110円										
	管類の埋設	口径30cm以上			140円											
	工作物の設置を伴わない場合		1㎡	20円	1月につき											
消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものは、上記金額に100分の105を乗じて得た額(10円未満四捨五入)																

使用料・手数料（その4）

区分	現 況							調整方針		
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村			
農業集落排水	（大沢野町及び山田村は、税込み金額）							現行のとおり、各市町村の料金体系を引き継ぐものとする。 なお、数年後に使用料の統一を図るものとする。		
使用料	基本料金	定額制 3,690円/1戸	船峯地区 1,000円 下夕北部地区1,150円	1,350円	2,430円	1,600円	2,100円		3,000円	
	基本汚水量	—	—	10m ³	—	10m ³	—		10m ³	
	超過料金	0m ³ ~10m ³	—	—	—	—	—		—	—
		11m ³ ~30m ³	—	—	120円	人数割 340円/1人	160円		人数割 420円/1人	80円
		31m ³ ~50m ³	—	—	120円		160円			80円
51m ³ ~		—	—	120円	180円		80円			
※料金モデル	3,690円	船峯地区 4,381円 下夕北部地区4,524円	4,550円	3,450円	4,800円		3,360円	4,600円		
※ 一般家庭（3人家族）で1か月30m ³ 使用した場合の月額使用料（税抜き金額）										
受益者負担金	処理区における事業経費の1/10を受益者で均等割。（上限1口当たり50万円）	・船峯地区 289,600円 ・下夕北部地区 229,300円	・日尾地区 135,000円~202,000円 ・岡田地区 150,000円~225,000円 ・牧地区 190,000円~285,000円	処理区の事業費用を受益者で均等割。（上限1戸当たり70万円）	①一般住宅350,000円 ②一般住宅以外 3,000m ² 未満 450,000円 3,000m ² 以上 500,000円	①一般家庭 250,000円（後日加入300,000円） ②事業所 300,000円 ③宿泊施設 50人未満 300,000円 100人未満 500,000円 100人以上 800,000円 ④医療施設等 500,000円	①100m/m 250,000円（後日加入300,000円） ②200m/m 500,000円	現行のとおり、新市に引き継ぐ。		
市町村営住宅の家賃	①20箇所 ②3,556戸 ③0.70~1.00（市の基準により算定） ④0.95	①2箇所 ②83戸 ③0.70~0.90（町の基準により算定） ④0.70	①6箇所 ②179戸 ③0.76~0.99（町の基準により算定） ④0.70	①5箇所 ②149戸 ③0.783~0.925（町の基準により算定） ④0.70	①3箇所 ②206戸 ③0.71~0.98（町の基準により算定） ④0.70	①2箇所 ②43戸 ③0.8（一定係数） ④0.70	①1箇所 ②30戸 ③0.7（一定係数） ④0.70	家賃は国の基準に基づき定める。 その算定の基になる利便性係数については、富山市の例により再編する。 その結果、新市の家賃が従前の家賃を上回る場合は、平成17年度から平成21年度までの5か年度で段階的に調整するものとする。		